

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十七年二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カルチュラル・ヘリテージズ・ジャパン

三 代表者の氏名

岩崎 泰人

四 主たる事務所の所在地

奈良市学園大和町五丁目六〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良を起点として、関西の文化遺産のデジタルアーカイブ化を行いインターネット上で流通させ、欧州を中心に海外諸国との文化交流および外国人旅行者の現地集客促進を図ることを目的とする。